



中国会計税務実務

2020年第4号

今回のテーマ：新型肺炎の拡大防止への支援に関する税収優遇政策—物資供給への支援、事業再開の支持

新型肺炎の発生を受け、肺炎対応にあたっている医療従事者は最前線で懸命に尽力している。また各分野の企業も今回の新型肺炎対応のために寄付を行い、感染拡大防止のために一丸となっている。中国政府は新型肺炎の感染防止・抑制を支えるため、財政部、税関総署、国家税務総局は「国家税務総局による新型肺炎の拡大防止・抑制への支援に関する税収徴収管理事項の公告」（2020年第4号）、「財政部、税関総署、国家税務総局による新型肺炎の拡大防止・抑制に用いられる輸入品に関する免税政策の公告」（2020年第6号）、「財政部、税務総局による新型肺炎の拡大防止・抑制への支援に関する税収政策の公告」（2020年第8号）及び「財政部、税務総局による新型肺炎の拡大防止・抑制への支援に関する寄付税収政策の公告」（2020年第9号）を公表した。

主な内容：

1. 物資供給への支援

① 増値税及び付加税

関連法規	優遇税制	注意事項	有効期間
(1) 「財政部、税務総局による新型肺炎の拡大防止・抑制への支援に関する税収政策の公告」（2020年第8号） (2) 「国家税務総局による新型肺炎の拡大防止・抑制への支援に関する税収徴収管理事項の公告」（2020年第4号）	✓ 2020年1月1日より、新型肺炎の拡大防止・抑制に関する重点物資の生産企業は、主管税務機構へ申請の上、増値税の未控除税額が19年末より増加した分を月毎に全額還付申請できる。	・未控除税額増加分は、19年12月末から増加した部分を指す。 ・新型肺炎の拡大防止・抑制に関する重点物資の生産企業は、増値税未控除税額増加分還付政策を適用する場合、期限内に増値税納税申告を完了させた上で、主管税務機構へ未控除税額増加分の還付申請を行わなければならない。	・2020年1月1日より発効する。 失効日は感染の状況を鑑みて、別途公表する。
	✓ 2020年1月1日より、新型肺炎の拡大防止・抑制に関する重点物資の輸送、公共交通の運輸サービス、生活サービス、及び居民生活物資の配達による所得は、増値税、都市維持建設税、教育費付加、及び地方教育費付加を免除する。	・納税人は増値税免除優遇税制を適用する場合、自主的な免税申告が可能であり、関連免除の届出手続きを行う必要はないが、審査に備えるために関連証明資料を保存しなければならない。増値税納税を申告する際に、「増値税納税申告表」及び「増値税減免税明細表」の関連欄に記入しなければならない。	

②企業所得税

関連法規	優遇税制	注意事項	有効期間
<p>(1)「財政部、税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税收政策の公告」(2020年第8号)</p> <p>(2)「国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税收徴収管理事項の公告」(2020年第4号)</p>	<p>✓ 2020年1月1日より、新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に関する重点物資の生産企業に対しては、増産目的で購入した設備について一括での損金計上を認める。</p>	<p>・新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に関する重点物資の生産企業は、企業所得税の一括控除政策を適用する場合、優遇税制管理面において、「設備・器具の企業所得税控除に関する政策執行上の問題についての公告」(国税発〔2018〕第46号)の規定を参照して執行する。</p> <p>・企業は納税を申告する際、「企業所得税申告表」の“固定資産一括償却”行に関連情報を記入しなければならない。</p>	<p>・2020年1月1日より発効する。</p> <p>失効日は感染の状況を鑑みて、別途公表する。</p>

お見逃しなく：

- 優遇税制の実施期間：4号、8号と9号公告はいずれも2020年1月1日より施行される。新型コロナウイルスがまだ終息していないため、具体的な失効日は状況を鑑みて、別途公表する。
- 上記新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に関する重点物資の生産企業リストは、省級及び省級以上の発展改革部門、工業及び情報技術部門により規定される。
- 規定に従い増値税免除優遇税制を適用する企業は、「増値税専用発票」を発行してはいけない。「増値税専用発票」がすでに発行された場合には、それに対応する「紅字発票」を発行する、もしくは発行済み発票を廃棄後、規定に従い増値税免税政策を適用し、且つ0税率の普通発票を再発行する。上記「紅字発票」を発行すべきであるがまだ未発行の場合には、先行して増値税免除優遇税制を適用可能であり、優遇税制の失効期日から一ヶ月以内に「紅字発票」を発行しなければならない。納税人は優遇税制を適用した売上金額及び数量を、課税売上金額及び数量として増値税申告を行った場合には、申告したデータを修正する、もしくは次期申告の際には調整が可能である。すでに納付した場合は、免税に該当する部分の税金還付を申請すること、もしくは将来の納付額から控除することが可能である。

③関税

関連法規	優遇税制	具体手続き	有効期間
<p>「財政部、税関総署、国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に用いられる輸入手続きに関する免税政策の公告」(2020年第6号)</p>	<p>✓ 2020年1月1日から2020年3月31日まで、新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に向け、衛生健康主管部門から直接輸入された物資は、関税を免除する。</p>	<p>・免税の輸入手続きは、税関総署による2020年第17号公告により、優先的に登記の上通関を許可され、後から関連手続きを済ませることが可能である。</p>	<p>・2020年1月1日より発効する。</p> <p>2020年3月31日まで有効である。</p>

2. 事業再開の支持

① 企業所得税

関連法規	優遇税制	具体的操作	有効期間
(1) <財務部、税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税收政策の公告> (2020年第8号) (2) <国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税收徴収管理事項の公告> (2020年第4号)	✓ 2020年1月1日より、新型コロナウイルスのため経営への影響が大きい産業に対し、企業が2020年度に計上する欠損金の繰越控除期限を通常の5年から8年に延長する。	・新型コロナウイルスのため経営への影響が大きい産業の企業は、規定により欠損金の繰越控除期限の延長政策を適用する場合、2020年度の企業所得税確定申告の際に電子税務局を通じ、<欠損金繰越控除期限延長政策の適用声明>を提出しなければならない。	・2020年1月1日より発効する。

お見逃しなく：

- 優遇税制の実施期間：現在4号、8号と9号公告はいずれも2020年1月1日より施行される。新型コロナウイルスがまだ終息していないため、具体的な失効日は状況を鑑みて、別途公表する。
- (新型コロナウイルスのため経営が) 困難な産業に属する企業には、交通運輸業、飲食業、宿泊業及び観光業(旅行会社及び関連サービスを提供する企業、観光名所の管理を運営する企業この二種類を指す)などの四大種類の産業に属する企業が含まれている。具体的な判断基準は現行の「国民経済産業分類」を参照する。
- (新型コロナウイルスのため経営が) 困難な産業に属する企業は、2020年度の売上は収益総額(不徴税収益及び投資収益を除き)の50%以上を占める必要がある。

以上



致同(GT 中国)は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同であるがゆえに、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供いたします。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com